

私たちは、中小企業の安心と継続のため、働く人たちを活かすご提案と実践のお手伝いを致します。

# B 夢通信

会社と働く人の情報誌

Vol.30  
2017.4.15

発行人

WBC GROUP

WBC GROUP

税理士法人WBC和田事務所 株式会社和田総研  
株式会社WBCコンサルティング WBC社労士事務所  
〒302-0118 茨城県守谷市立沢197-58  
TEL 0297-46-1118 FAX 0297-46-1201

税理士法人WBC東京事務所  
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24 YA-2ビル5F  
TEL 03-5839-2808 FAX 03-5839-2811

## 平成28年 年間MVP受賞者について

こんにちは、代表の和田です。

㈱和田総研で人事労務を担当している倉持さんが年間MVPを獲得いたしました。

### ＜受賞理由＞

倉持さんは2016年11月に発表があった社会保険労務士の試験に合格したのです。日頃の業務にも定評があり、顧問先の労務トラブルや社内規定を整備し働きやすい職場づくりに貢献しています。それだけでもMVPなのですが、それにもまして忙しい日々を送りながら、休日はもちろんお昼休みも勉強している姿に社内からも「合格しますように」と応援の声が。そしてみごと夢を手中に収めました。

ここ数年の社会保険労務士の試験は低合格率となっております。2014年は9.3%でしたが2015年に合格率が2.6%と史上最低の合格率。そして2016年も4.4%と過去2番目の合格率でした。まさに20人に1人の合格です。

今の仕事をこなしながら将来に向けて経験や知識を重ねることは大切なことです。それを実践した倉持さんにふさわしい年間MVPです。これに続く人があらわれ社内が活性化することが僕の夢です。

みんな夢は大きく持ちましょう。そこに可能性の芽があるから…。

税理士法人WBCグループ代表 **和田 政彦**

今回、恐れ多くも、年間MVPをいただくことができました。

税理士法人主体の業務の中で、労務部門も平等に評価して下さるグループの体制、ご推薦いただきました仲間、そしてお付き合いいただいているお客様のおかげです。ありがとうございます。合わせて昨年の社会保険労務士試験に合格することができました。この場を借りてご報告させていただきますとともに、初心に戻り頑張っていきます。ありがとうございました。

㈱和田総研 倉持 裕治



## 東京事務所の活動報告



東京事務所のブログも  
よろしくお願ひします。

<http://ameblo.jp/wbctokyo-zeimu/>  
『税理士法人WBC東京事務所のブログ』

確定申告シーズンを東京事務所で初めて過ごしました。大人数で活気がある和田事務所とは違い、少人数で落ち着いた雰囲気である東京事務所ではありますが、逆にその環境が申告書作成に集中するのに最適でした。

また、アクセス良好な場所という事で、東京方面のお客様がお見えになって、相談するのにも最適でした。

まだまだ東京事務所の可能性は沢山あります。

お近くにいらした際は、是非お気軽に足をお運びくださいね。

税理士法人WBC東京事務所  
高田 愛子



# J3(財務支援課)の職員を紹介します!



**吉澤 恵美子さん(課長)**

☆趣味：モータースポーツ観戦、書道

☆行ってみたい国：セントマーチン島



**高橋 麻衣さん**

☆最近ハマっていること：ダンス

☆今一番欲しいもの：車



**武井 理紗さん**

☆趣味：ライブに行くこと、ドライブ

☆好きなアーティスト：L'Arc ~ en ~ Ciel



**木間塚 麻基さん**

☆特技：餃子を物凄く綺麗に包めること

☆好きなキャラクター：ミッキーマウス



**國政 千晶さん**

☆最近ハマっていること：部屋の掃除

☆好きな芸能人：出川哲朗さん



## ◆ あんしん相続のススメ ◆

みなさん、こんにちは! 資産づくりの小林です。早いもので連載6回目となりますが、楽しみにしてくださっている人はいるのでしょうか? 今回は遺言書のお話です。

最近、公正証書遺言を作りたいというお客様が増えています。銀行の担当者からすすめられたという方も多いのではないのでしょうか? うちには遺言書なんて必要ないとお考えの方もいらっしゃるかもしれません。じつは、遺言書がないとできないこともあります。例えば、相続の時に相続人以外の人に土地や建物を相続させたい場合は、遺言書がないと相続することも、名義変更の登記もできません。遺言書を作らなくても、生前に養子縁組し、法定相続人となる方法などもありますが、苗字が変わってしまうのがネックでなかなかできない場合もあります。

私もお客様の相続の現場に立ち会わせていただく機会が多くありますが、稀に遺産分割がうまくいかないことや、もめてしまうこともあり、「遺言書があればよかったなあ」

と思ったことも何度かあります。皆様も一度、ご家族のことについて考えてみてはいかがでしょうか。

先日、とてもお世話になっていた大切なお客様とのお別れがありました。その方は生前いつも相続税の心配をしており、残された人が困らないようにと、銀行での大幅な費用削減(遺言執行報酬)と、税務署に納める相続税を少しでも減らすために、昨年の年末に公証人役場で遺言書の内容の変更をされました。何度も何度も病院やご自宅でお客様と打合せを重ね、遺言書が完成しました。お客様はそれから約3か月でお亡くなりになりましたが、きっと安心して天国に行けるのではないかと思います。

お客様の人生の総まとめに関われた思いで胸が熱くなりました。貴重な経験をさせていただいたことに感謝し、これからもお客様に喜んでいただけるように努力します。

(資産づくり：小林 里美)